

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究（H28-医療-一般-005）
分担研究報告書

地域活動歯科衛生士数の推計

～地域保健・健康増進事業報告における「非常勤職員延数」データを用いて～

研究代表者 安藤 雄一（国立保健医療科学院）
研究分担者 大内 章嗣（新潟大学大学院歯学総合研究科）
研究分担者 大島 克郎（日本歯科大学東京短期大学）
研究協力者 佐々木好幸（東京医科歯科大学統合研究機構）

研究要旨

地域活動歯科衛生士は、歯科衛生士の復職支援としても重要であるが、事業雇い上げで活動していることから、全国的な人数が把握されておらず目安がない状況にある。しかしながら、活動量の目安として平成 26 年度地域保健健康増進事業報告において歯科衛生士の非常勤職員延数が約 14 万人と報告されている。本報告では、これを足がかりに、地域活動歯科衛生士の実人数について全国推計を行った。

まず地域保健・健康増進事業報告における各職種の「非常勤職員延数」の推移と常勤数と比較した職種別割合を確認した後、厚労省歯科保健課による地方自治体に勤務する歯科医師・歯科衛生士数の調査結果から市区町村に勤務する「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士数が 380 人であることを確認し、「非常勤職員延数」に換算した値を全国値の約 14 万人から減じた値について、事業雇い上げの歯科衛生士は平均して年 10 回・1 回あたり 4 時間勤務すると仮定し、事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の実人数の推計値を求めたところ、16,689 人と算出された。さらに感度分析を行い、「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士の勤務日数・時間と事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の事業への年間参加数という 2 つの要素を変動させた影響をみたところ、後者の影響が強いことが確認された。

現在行われている歯科衛生士の復職支援事業は、地域医療介護総合確保基金を活用して都道府県の行政から歯科医師会に事業委託されているケースが多く、「歯科衛生士の復職支援先＝歯科医院」という構図で事業が進められているケースが多いようであるが、今後は地域活動歯科衛生士も復職先の 1 つと明示したかたちでの事業展開が必要であり、本報告では、その目安となる数値が得られたと考えた。

A. 研究目的

わが国における地域歯科保健の現場業務は、行政に所属する歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）が少ないことから、主たる担い手が行政以外のマンパワーに委ねられているケースが多い¹⁾。とくに歯科衛生士については、母子保健から要介護高齢者への対応まで生涯にわたる幅広い対応が期待され²⁾、実績もあり³⁻⁵⁾、県レベルでの登録事業も行われている⁶⁾。こうした活動を行う歯科衛生士は、従来は在宅歯科衛生士と呼ばれてきたが、近年では地域活動歯科衛生士という呼称が用いられるようになってきた²⁻⁶⁾（本稿でもこれに倣い、以下、この呼称を用いる）。

地域活動歯科衛生士は、歯科衛生士の復職支援という観点からみても意義が大きい²⁾。歯科衛生士の大半は女性であり、男性に比べてフルタイムで働きづらい環境にあり、時間的な拘束が少ない地域歯科保健活動は働きやすい面がある²⁾。

では、全国にはどれだけの地域活動歯科衛生士が存在しているのだろうか？。

歯科衛生士の就業者数は衛生行政報告例⁷⁾の隔年報で報告され、近年では最新の平成26年の報告におけるは就業者数116,299人という数値がよく引用される。この就業場所別内訳（図1）⁸⁾には地域活動歯科衛生士に関するカテゴリはない。衛生行政報告例は、都道府県等への就業届けに関する統計であり、日雇い・時間給パート等の事業雇上げの形で地域歯科保健活動に従事している場合、届出が必要と認識されていない可能性が高い。

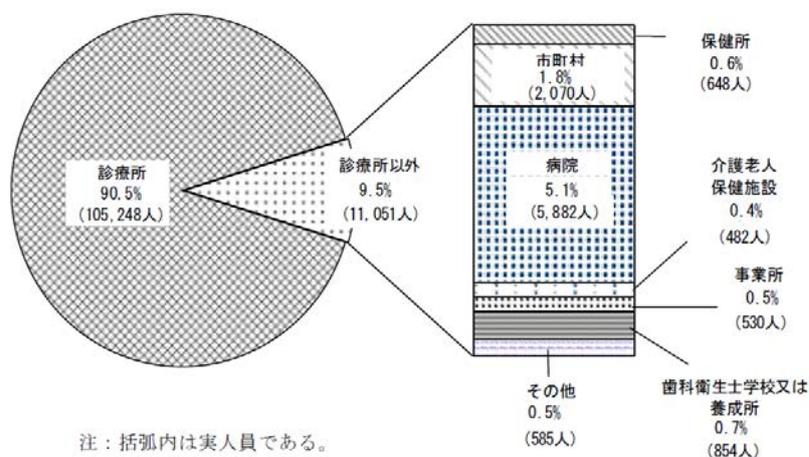


図1.平成26年衛生行政報告例（隔年報）における就業歯科衛生士116,299名の就業場所別内訳

地域活動歯科衛生士は必ずしも定義が明確とは言い難い面があるが、山元ら²⁾は「行政や歯科医師会からの依頼により、乳幼児から高齢者まで幅広い対象に退位して、歯科保健指導を含めた健康教育、口腔ケア等多岐にわたる活動を行う」と、地域活動歯科衛生士を緩やかに定義づけている。これを踏まえると、地域活動歯科衛生士は、行政に常勤または非常勤（週何日かといった勤務形態）で勤務する以外の歯科衛生士で地域保健活動に従事する歯科衛生士とみることができる。これらの中には歯科医院に勤務する歯科衛生士も含まれると考えられるが、量的にはそれほど高い割合を占めるとは考えにくいので、地域活動歯科衛生士の多くは「衛生行政報告例」における「就業歯科衛生士」には含まれていな

いと想定される。

このように地域活動歯科衛生士の人数は既存統計では十分把握されているとは言い難い状況にあるが、活動量については「地域保健・健康増進事業報告」⁹⁾により概況が把握されている。この報告では市区町村における保健活動について様々な調査報告がなされており、その一つである「市区町村で年度中に活動した非常勤職員延数，市区町村、職種別」という統計表（表1）において非常勤の歯科衛生士が1年間に活動した延べ日数が毎年報告され、衛生行政報告例の最新年と同じ平成26年の報告では140,444人と報告されている。この統計による非常勤職員には、後述するように①週5日のうち何日かを勤務する場合も②事業雇い上げの場合も含まれている。

このうち、①の雇用形態の歯科衛生士については厚労省歯科保健課が隔年で行っている地方自治体に勤務する歯科医師・歯科衛生士数に関する調査（以下「厚労省歯科保健課調べ」）の調査項目に含まれている¹⁰⁾。したがって地域保健・健康増進事業報告による歯科衛生士の非常勤職員延数から、「厚労省歯科保健課調べ」をもとにした数を減じることにより、②の事業雇い上げの歯科衛生士数、すなわち地域活動歯科衛生士の近似的な数値を推計することが可能と考えられる。

以上より、本報告では平成26年の「地域保健・健康増進事業報告」において報告されている非常勤歯科衛生士の年間延べ人数140,444人について、事業雇い上げの歯科衛生士が実人数として何人であるかを推計し、歯科衛生士の復職支援に関して全国的に目安となる数値を把握することを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、データソースとして地域保健・健康増進事業報告と厚労省歯科保健課による自治体に勤務する歯科医師・歯科衛生士数に関する調査結果を用いて、地域活動歯科衛生士数の推計を行った。詳細は以下に述べるとおりである。なお、補足情報として幾つかの自治体に勤務する常勤歯科衛生士に聞き取りを行い、分析を進めるうえでの参考とした。

1. 基礎統計量の算出：市区町村における非常勤職員延数の推移と常勤職員数との比較

まず、表1に示したe-Statの「地域保健・健康増進事業報告」の統計表（最新2014年の表名は「市区町村で年度中に活動した非常勤職員延数，都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市、職種

表1. 「非常勤職員延数」の推移（職種別）の算出に用いたe-Statの統計表

調査年	章	表番号
1999（平成11）	3章 市町村編	25
2000（平成12）	3章 市町村編	25
2001（平成13）	第3章 市区町村編	29
2002（平成14）	第3章 市区町村編	39
2003（平成15）	第3章 市区町村編	38
2004（平成16）	第3章 市区町村編	39
2005（平成17）	第3章 市区町村編	39
2006（平成18）	第3章 市区町村編	39
2007（平成19）	第3章 市区町村編	41
2008（平成20）	第3章 市区町村編	41
2009（平成21）	第3章 市区町村編	41
2010（平成22）	第3章 市区町村編	41
2011（平成23）	第3章 市区町村編	41
2012（平成24）	第3章 市区町村編	41
2013（平成25）	第3章 市区町村編	41
2014（平成26）	第3章 市区町村編	42

別)を用いて、平成11(1999)～平成26(2014)年における非常勤職員延べ数(職種別)の全国値の推移をみた。

次いで、表1中の2014年・第3章の表番号42と同章の統計表41「市区町村の常勤職員数、都道府県一指定都市・特別区一中核市—その他政令市、職種別」の統計表を用いて、「常勤職員数」と「非常勤職員延数」の職種別割合を算出し、比較を行った。

2. 推計

「地域保健・健康増進事業報告」における「非常勤職員延数」は、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分について、活動した時間8時間以内を1人として、8時間を超える場合は8時間までを増すごとに1人として、端数については切り上げて計上されている(たとえば、保健師全体で86時間活動した場合、 $86 \text{ 時間} \div 8 = 10.75$ と計算されるが端数を切り上げた11として計上される)。

このように「地域保健・健康増進事業報告」で計上される「非常勤職員延数」は、事業雇い上げの雇用形態だけでなく、「週〇日勤務」タイプの非常勤勤務も含まれる。本報告では、事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の実人数を推計することを目的としていることから、まず歯科衛生士の「非常勤職員延数」から「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士数の分を減じる必要がある。

「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士数は、厚労省歯科保健課が隔年で調査しているので、今回は国立保健医療科学院の歯科口腔保健の情報提供サイト(通称:歯っとサイト)に記載されている「行政に勤務する歯科医師・歯科衛生士数(厚労省歯科保健課調べ)」の平成26年調査結果

(<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/document/h26gisnyoku.pdf>)を用いた。

以上より、事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の「非常勤職員延数」を算出し、事業への参加頻度と1回あたりの勤務時間から、事業雇い上げの地域活動歯科衛生士数の実人数を推計した。

3. 感度分析

「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士の勤務形態と事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の事業への参加回数という2つの要素が推計値に与える影響について感度分析を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、既に公表されている政府統計データを用いて事業雇い上げ歯科衛生士数の全国推計を行うものであり、倫理的配慮を要する内容は含まれていない。

C. 研究結果

1. 基礎統計量の算出

(1) 市区町村における非常勤職員延数の推移

図2に職種別にみた「非常勤職員延数」の推移を示す。歯科衛生士は1999年では約12.7

万人であったが
2014年では14.0
万人と漸増傾向を
示していた。歯科
医師は1999年の
約4.8万人から
2014年では2.8
万人に減少してい
た。他の職種では、
保健師・管理栄養
士の増加と医師・
看護師・准看護師
の減少が顕著であ
った。

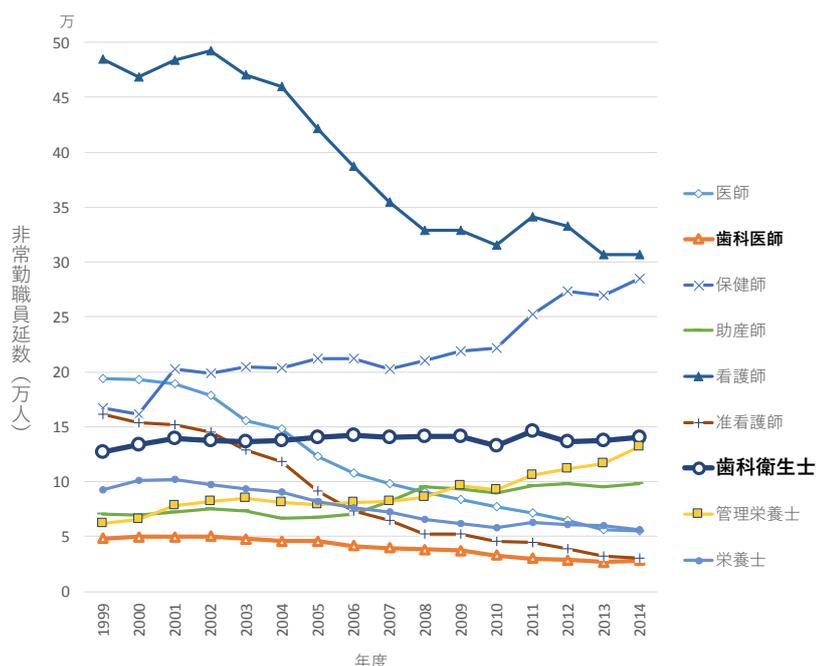


図2. 「非常勤職員延数」の推移 (職種別#) #4万人以上だったことがある職種に限定
 〈出典〉 地域保健・健康増進事業報告：1999～2014

(2) 市区町村における非常勤職員延数と常勤職員数との比較

表2に市区町村の常勤職員数と非常勤職員延数およびそれぞれの職種別構成割合の比較した結果を示す。歯科医師・歯科衛生士ともに常勤数では歯科医師0.3%、歯科衛生士1.5%と割合が低いですが、非常勤職員延数では歯科医師1.6%、歯科衛生士8.1%と高い割合を示した。他職種のうち保健師では歯科医師・歯科衛生士とは逆に非常勤職員延数の割合が常勤数に比べて低値であった。

表2. 市区町村の常勤職員数と非常勤職員延数およびそれぞれの職種別構成割合の比較

	常勤職員数		非常勤職員延数		非常勤／常勤
	人数	%	人数	%	
総数	40,355	100.0%	1,735,834	100.0%	43.0
医師	516	1.3%	55,350	3.2%	107.3
歯科医師	101	0.3%	27,785	1.6%	275.1
獣医師	1,107	2.7%	6,441	0.4%	5.8
薬剤師	1,314	3.3%	4,721	0.3%	3.6
保健師	21,436	53.1%	284,999	16.4%	13.3
助産師	113	0.3%	98,114	5.7%	868.3
看護師	744	1.8%	306,523	17.7%	412.0
准看護師	134	0.3%	30,579	1.8%	228.2
理学療法士	146	0.4%	2,657	0.2%	18.2
作業療法士	94	0.2%	3,372	0.2%	35.9
歯科衛生士	591	1.5%	140,444	8.1%	237.6
診療放射線技師	243	0.6%	2,656	0.2%	10.9
診療エックス線技師	11	0.0%	357	0.0%	32.5
臨床検査技師	257	0.6%	11,133	0.6%	43.3
衛生検査技師	53	0.1%	1,215	0.1%	22.9
管理栄養士	2,460	6.1%	131,571	7.6%	53.5
栄養士	750	1.9%	55,971	3.2%	74.6
その他	10,285	25.5%	571,946	32.9%	55.6

2. 推計

(1) 市区町村における「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士数と「非常勤職員延数」換算

表3は「厚労省歯科保健課調べ」による地方自治体に勤務する歯科医師・歯科衛生士数を常勤・非常勤（「方法」で既述したように事業雇い上げは含まれていない）別に示したものである。図2・表2で紹介したマンパワーは市区町村のものであることから、表3では全体の合計値から都道府県の分を減じて市区町村に勤務する非常勤（週〇日勤務）の歯科衛生士数として算出された380人という値を以下の分析に用いた。

表3. 都道府県・保健所を設置する市・特別区・市・町・村に勤務する歯科医師・歯科衛生士数

厚労省歯科保健課調べ（平成26年4月現在）

		都道府県			保健所を設置する市				特別区				市町村			計		計（都道府県を除く）	
		本庁	保健所	その他	本庁	保健所	センター等	その他	本庁	保健所	センター等	その他	本庁	センター等	その他	人数	%	人数	%
歯科 医師	常勤	44	43	0	23	23	1	4	4	3	0	1	5	3	5	159	83.2%	72	73.5%
	非常勤	1	4	1	10	2	0	0	0	0	6	0	3	5	32	16.8%	26	26.5%	
	計	45	47	1	33	25	1	4	4	3	0	7	5	6	10	191	100.0%	98	100.0%
歯科 衛生 士	常勤	17	97	0	86	85	45	5	39	37	14	0	106	176	10	717	63.7%	603	61.3%
	非常勤	11	18	0	38	38	37	9	6	13	2	0	62	169	6	409	36.3%	380	38.7%
	計	28	115	0	124	123	82	14	45	50	16	0	168	345	16	1,126	100.0%	983	100.0%

表3で示された380名の勤務状況が下記に示す内容であると仮定し、「地域保健・健康増進事業報告」における「非常勤職員延数」への換算を行った。

【仮定】

実人数：380人（表3）

勤務：年間50週、週3日、1回あたり8時間

【「非常勤職員延数」への換算】

$380 \text{人} \times 3 \text{日/週} \times 50 \text{週} \times (8 \text{時間}/8 \text{時間})$

$= 380 \text{人} \times 150 \text{日} \times 1$

$= 57,000 \text{人日}$

(2) 事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の実人数の推計

以上より、「非常勤職員数延数」のうち、事業雇い上げ歯科衛生士の占める分にてた、以下のように算出した。

事業雇い上げ歯科衛生士の「非常勤職員数延数」 $= 140,444 - 57,000$

$= 83,444$

平均的な事業雇い上げ歯科衛生士の活動状況を以下のように仮定した。

- ・事業に参加するのは年10回

- ・1回あたり4時間勤務

事業雇い上げ歯科衛生士の実人数は以下のように推計された。

$83,444 \times 8 \text{時間} \div 4 \text{時間} \div 10 \text{回} = 16,689 \text{人}$

3. 感度分析

事業雇い上げ歯科衛生士数の実人数について、今まで行った推計の仮定条件を変えた感度分析を行った。変更した条件は2つで、まず「歯科保健課調べ」における非常勤歯科衛生士の勤務形態について「週3日・一日6時間」、「週3日・一日8時間」、「週4日・一日8時間」を加えたが、このうち「週3日・一日8時間」はこれまでの推計における仮定条件「週4日・一日6時間」と実質的に同じであるため同一と捉えた。次に、「事業雇い上げ歯科衛生士」が年間に参加する事業数について5回・15回・20回の3条件を加えた。このようにして行った感度分析結果を表4に示す。

表4. 事業雇い上げ歯科衛生士数の実人数に関する感度分析

		「非常勤歯科衛生士」380名の勤務状況			
		週3日・ 一日6時間	週3日・ 一日 8時間	週4日・ 一日 6時間	週4日・ 一日8時間
「事業雇い上げ 歯科衛生士」の 事業への年間参 加数	5日	39,078	33,378	25,778	
	10日	19,539	16,689	12,889	
	15日	13,026	11,126	8,593	
	20日	9,769	8,344	6,444	

D. 考察

今回の推計により、平成26年地域保健・健康増進事業報告において報告されている歯科衛生士の「非常勤職員延数」140,444人における事業雇い上げすなわち地域活動歯科衛生士の実人数は1万6千人強と推計された。

本報告では、幾つかの自治体に勤務している常勤歯科衛生士に確認を行った。例数が少ないので確定的なことは言えないが、「地域保健・健康増進事業報告」と内容的に整合していた自治体が多かった反面、計上されていたのが「週〇日勤務」タイプの非常勤歯科衛生士のみで事業雇い上げの歯科衛生士の活動が計上されていない自治体もあった。このような記載漏れも考えられることから、事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の実人数は今回の推計値よりも多い可能性も考えられる。

感度分析結果（表4）より、地域活動歯科衛生士の実人数は、事業参加回数数の仮定により強く影響されることが確認され。今回の推計で用いた「年10回」という仮定は、聞き取りを行った自治体のうち事業雇い上げの地域活動歯科衛生士の人材育成に取り組んでいる自治体からの報告を参考にしたものであるが、その全国的な実態は不明な部分が多いと言わざるを得ないので、今後、可能な範囲で情報収集に努める必要がある。

歯科衛生士の登録者数は平成27年度末現在で263,736名と報告され¹¹⁾、この人数から上述した衛生行政報告例による就業者数116,299人を（図1）減じた人数が未就業者とされ、未就業率として示されることが多いようである。しかしながら、冒頭で述べたように、地域活動歯科衛生士は衛生行政報告例における就業者として含まれていないとみるべ

きなので、衛生行政報告例の就業者以外を未就業者扱いするという捉え方は今後改めるべきであろう。今回、地域活動歯科衛生士の実人数の推計値は1万6千人強であり、少なめに見積もっても1万人程度という、かなりの人数であることがわかった。歯科衛生士の復職支援における地域活動歯科衛生士の位置づけは山元²⁾が指摘しているように重要であり、本研究班で視察した新潟県の県央地区における復職支援研修会・相談会¹²⁾でも復職先の一つとして明確に示されていた。

歯科衛生士の復職支援は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業として行われているケースが多く、その多くが都道府県行政が都道府県の歯科医師会に事業委託されている¹³⁾。歯科医院側は歯科衛生士を採用したい意向が強いという背景もあり、とくに歯科医師会が復職支援事業を請け負う場合、「歯科衛生士の復職支援先＝歯科医院」という構図で復職支援事業が進められているケースが多いようである。

今後は、歯科衛生士の復職支援先は歯科医院だけではなく地域活動歯科衛生士を含めた幅広いものとして捉える方向性が必要である。歯科保健医療そのものが従来に比べて枠が広がってきているので、とくにその役割を担っている歯科衛生士の復職支援事業についても同様に捉える必要がある、と考えるべきであろう。

地域活動歯科衛生士は、地域歯科保健の推進を図る意味でも重要であり、「地域保健・健康増進事業報告」の一環として調査されるだけでなく、地域歯科保健施策の一環として常時モニタリングされて然るべきものである。すなわち、地域活動歯科衛生士がどの程度活動しているか否かが地域歯科保健活動の内容を示す指標と捉えられることから、都道府県の歯科保健施策の一環として実態を把握する仕組みを構築する必要があり、復職支援施策と連動することが望ましいと考えられる。

E. 結論

平成26年「地域保健・健康増進事業報告」による歯科衛生士の「非常勤職員延数」に関する報告より、事業雇い上げで勤務している地域活動歯科衛生士の実人数について推計したところ、1万6千人強と算出された。推計値について感度分析を行ったところ、推計値は地域活動歯科衛生士が出務する事業回数に強く影響されることが示された。

謝辞

本調査を実施するにあたり、御協力いただいた歯科衛生士の福司郁子（秋田市保健所保健予防課）、関口陽子（八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター）、三澤洋子（藤沢市健康増進課）、家守己恵子（倉敷市保健所健康づくり課）の各氏に対し、深謝申し上げます。

[文献]

- 1) 安藤雄一、岩瀬達雄、高澤みどり、中村宗達、青山旬、長優子. 歯科保健を担う人的資源の特徴. 保健医療科学 2011 ; 60(5) : 387-395.
- 2) 山元絹美、相田 潤、松山祐輔、小坂 健. 地域歯科保健活動を担う歯科衛生士の某地域における実態報告. 日本歯科衛生学会雑誌 2016 ; 10(2) : 35-42.
- 3) 大塚陽子、宮垣万里子、大野真寿美、中村ゆみ子、中尾麻衣、山本富代、鳥井知代、西浦愛子、高橋千鶴. 地域活動歯科衛生士会(かるがも会)の20年の活動 一地域課題に応じた各機関との協働と支援一. 本歯科衛生学会雑誌 2013 ; 8(1): 214 -214.
- 4) 中島和子、岸本泰子、梶浦靖二. 地域活動歯科衛生士の育成プログラムの作成. 日本公衆衛生学会総会抄録集 2012 ; 453.
- 5) 中島和子. 地域活動歯科衛生士の育成プログラムの取り組みから. 行歯会だより 第94号 (平成26年2月).
https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No94_201402.pdf
- 6) 山田智子、佐野真奈美、松井愛香、笹嶋真嵩、葭原明弘、小川 有、高橋純子、橋詰美貴、杉本智子. 地域活動歯科衛生士登録事業に関する意識調査. 口腔衛生学会雑誌 2016 ; 66(1) : 48-49.
- 7) 衛生行政報告例. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html> (厚生労働省ウェブサイト、2017年5月20日アクセス)
- 8) 2 就業歯科衛生士・歯科技工士及び歯科技工所, 平成26年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/14/dl/kekka2.pdf> (厚生労働省ウェブサイト、2017年5月20日アクセス)
- 9) 地域保健・健康増進事業報告. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html> (厚生労働省ウェブサイト、2017年5月20日アクセス)
- 10) 都道府県・保健所を設置する市・特別区・市・町・村に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について.
<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/document/h26gisyoku.pdf> (国立保健医療科学院ウェブサイト、2017年5月20日アクセス)
- 11) 一般財団法人歯科医療推進財団. 平成27年度事業報告書.
<http://www.dc-training.or.jp/pdf/houkoku.pdf#page=47> (歯科医療振興財団ウェブサイト、2017年5月22日アクセス)
- 12) 大島克郎、安藤雄一、大内章嗣、青山 旬、瀬古口精良、武井典子、杉岡範明、夏目克彦、合場千佳子、白鳥たかみ、尾崎順男、鈴木哲也. 歯科衛生士および歯科技工士の復職支援等に関する事例の収集と検討. 平成28年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」(研究代表者:安藤雄一)平成28年度総括・分担研究報告書;2017.
- 13) 大島克郎、安藤雄一、武井典子、杉岡範明、夏目克彦、合場千佳子、白鳥たかみ. 歯科衛生士および歯科技工士の復職支援に関する取組の現状把握. 平成28年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」(研究代表者:安藤雄一)平成28年度総括・分担研究報告書;2017.

F. 健康危険情報

(総括研究報告書において記載)

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表 (発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし